

令和7年集団指導

特定施設入居者生活介護

- ◎運営基準にかかる指摘事項
- ◎報酬算定にかかる指摘事項
- ◎その他事項

滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課

◎運営基準にかかる指摘事項

①指摘事項

感染症又は食中毒の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会の開催が6月に1回以上義務付けられたが、開催の確認ができなかった。

②関係基準

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 第104条2

③改善策

委員会は必ず6月に1回以上開催し、実施後には実施したことが客観的に見て分かるように記録を残すこと。

◎運営基準にかかる指摘事項

①指摘内容

やむを得ず実施する身体拘束を実施する場合の対応が不十分であった。

②関係基準

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 第183条4

③改善策

- ・実施前に得る同意書の実施期間については、終期設定した上で同意を得るとともに、その期間設定は特定施設サービス計画で設定する短期目標期間に一致させること。
- ・身体拘束は自立を阻害する可能性が著しく高い行為であることに鑑み、自立支援の観点で、特定施設サービス計画に、身体拘束の解除を目標として位置づけること。

◎運営基準にかかる指摘事項

①指摘内容

特定施設サービス計画書について、説明および同意日の記載漏れが確認された。

②関係基準

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 第184条4

③改善策

サービス提供前の説明と同意が確認できるよう、必ず日付を記入すること。

令和6年度介護報酬改定を踏まえた 高齢者施設等と協力医療機関との 連携促進に係る対応について

令和7年集団指導

滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課

1. 満たすべき3要件について (第191条2関係)

- 施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関(第三号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。)を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。
- ① 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
 - ② 当該施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
 - ③ 入所者の病状が急変した場合等において、当該施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

2. 努力義務化された高齢者施設

- 軽費老人ホーム
 - 特定施設入居者生活介護
 - 地域密着型特定施設入居者生活介護
 - 認知症対応型共同生活介護
- これら的高齢者施設については、要件①②を満たす協力医療機関を定めるよう努めることとされています。

3. 指定権者への届出義務 (第191条3関係)

- 令和6年度介護報酬改定に伴い、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について、当該事業所の指定を行った自治体に届け出ることが義務付けられています。
- 滋賀県が指定を行った、介護老人福祉施設、介護老人保険施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホームについては、滋賀県医療福祉推進課まで届け出てください。(なお、提出期限や届出方法については別途通知します。)

生産性向上推進体制加算における生産性向上の取組に関する実績データの厚生労働省への報告について

本資料の目的

- 本資料は、生産性向上推進体制加算の算定に当たり提出が必要となる生産性向上の取組に関する実績データの報告の参考例を示すものです。
- 数値は記載例です。実際の報告は各施設の実績に基づき報告してください。

1. 人員配置

(利用定員90名、介護職員45人の場合)

項目	数値	算出方法
利用定員	90名	—
実人員数 (介護職員)	45人	—
人員基準基準数 (介護職員)	30.0人	常勤換算方法
利用定員：介護職員	3：1.5	実人員数÷人員配置基準数

この場合、実績データにおける人員配置は1.5人として報告する。

★間違えやすいポイント

介護職員数を実人員数で報告してしまう

→ 正しくは「利用者：介護職員 = 3：〇」で算出する

2. 月の平均総業務時間および超過勤務時間 (介護職員45人の場合)

項目	合計時間数	1人あたりの平均時間数
所定労働時間	7,200時間	160時間
超過勤務時間	90時間	2時間
総業務時間	7,290時間	162時間

この場合、総業務時間および超過勤務時間はそれぞれ「1人あたりの平均時間数」を報告する。

なお、算定初年度は、算定開始月の総業務時間および超過勤務時間とする。

★間違えやすいポイント

- ①総業務時間を「所定労働時間のみ」で計算してしまう
→ 正しくは「所定労働時間+超過勤務時間」とする
- ②算定初年度の業務時間を年間平均で計算してしまう
→ 初年度は「算定開始月」で算出する

3. 年次有給休暇取得日数 (介護職員45人の場合)

項目	数値
有給休暇取得日数合計（前年11月～今年10月）	450日
1人あたり平均取得日数	10日

この場合、年次有給休暇は「1人あたりの平均取得日数」を報告する。

なお、加算算定開始時期に関わらず、対象事業年度の10月を起点として直近1年間の年次有給休暇取得日数を調査する。

★間違えやすいポイント

有給休暇取得日数を当年度実績で計算してしまう

→ 「対象事業年度の10月を起点とした直近1年間」で計算する